

スリランカにおける教育保障政策の分析：
コロombo近郊貧困地区住民の「ケイパビリティ」に注目して

菅野幸枝

フランスの人権宣言以来、教育を受けることは基本的人権であるという主張が大きな潮流を形成してきた。1990年、タイのジョムティエン会議で「万人のための教育世界会議」が開催され、「すべての人々に基礎的な教育機会を保障することは国際社会や国家にとって重要な責務である」という万人のための教育(Education for All, EFA)が提言された。2000年には、「世界教育フォーラム」がセネガルのダカールで開催された。この会議では、「基本的人権」としての教育を改めて考えることにより、教育の質に関する問題やライフスキルの向上といった課題について議論された。(黒田・横関、2005:3-38)

スリランカでは、イギリス旧植民地期の1945年に普遍的無償教育制度(universal free education)が確立された。スリランカは福祉国家として知られており、成人識字率は、男性93%・女性86%と高く、平均寿命も73歳と、一人当たり所得が同等な他の発展途上国に比較すると高い。しかし、教育を受けた若者の失業率は高く、教育の普及が所得の向上に繋がっていない現実がある。筆者は、1994年にスリランカのサルボダヤで、ボランティアとして勤めた。この研究は、「貧困者支援型政策論(support-led security)を推進しているスリランカにおいて、何故貧困問題が解決しないのか」という疑問から出発している。

本研究の目的は、スリランカにおける普遍的無償教育制度の歴史的背景を考察した上で、ケイパビリティ論の枠組みを使って、スリランカにおける「教育の自由」は誰にどのように保障されているか、されていないか、を分析することである。

研究の方法は、第一に文献研究、第二に2006年4月22日～5月11日の期間における、コロombo大学教授と教育政策立案者へのインタビュー調査によるフィールドワーク、第三に、ケイパビリティ論の枠組みを利用した、コロombo近郊貧困地区住民への半構造インタビューによる。

この論文では、第一に、パウロ・フレイレの思想を参照しつつ、教育開発の理論と潮流を概観する。第二に、これを踏まえて、スリランカにおいて何故、政府が万人への教育を保障したのか、歴史的に考察する。第三に、スリランカにおける教育を受けた若者の失業問題の歴史的概観を述べた上で、スリランカの労働市場の特質を明らかにする。第四に、ケイパビリティ論の枠組みを使って、事例研究からコロombo近郊貧困地区住民の「ケイパビリティ」と教育について考察する。最後に、ケイパビリティ論の視点からスリランカの無償教育制度を再考する。

論文目次

第1章：序論

第2章：国際教育開発の潮流

第1節：教育とは何か～フレイレの思想～

第2節：国際教育協力の潮流～EFAに至るまで～

第3節：教育が貧困削減にもたらす効果

第4節：センのケイパビリティ論における教育保障

第3章：スリランカの無償教育制度

第1節：スリランカの概要

第2節：教育制度：1930年代

第3節：教育制度：1940年代

第4節：教育制度の構造

第4－1項：教育システム

第4－2項：就学率とドロップアウト

第4－3項：政府による教育への支出

第5節：スリランカの人々は何故より高い教育を求めるのか

第4章：スリランカにおける教育を受けた若者の失業問題

第1節：教育を受けた若者の失業問題の歴史的概観

第2節：より高い教育を受けた人が失業する傾向

第3節：教育制度と貧困

第4節：教育制度と雇用の関係

第4－1項：マクロ経済説

第4－2項：教育批判説

第5章：コロンボ近郊貧困地区住民の「ケイパビリティ」と教育

第1節：事例研究の目的と方法

第2節：教育を受けて仕事のない人の事例

第3節：教育を受けずに仕事のない人の事例

第4節：教育を受けなくても仕事をしている人の事例

第4－1項：識字者の事例

第4－2項：非識字者の事例

第5節：スリランカにおける貧困：「高い教育を受けた若者の失業者」と「より低い教育を受けた臨時日雇い労働者」

第6章：スリランカにおける貧困・雇用・ケイパビリティと教育制度

第1節：教育・貧困・雇用・ケイパビリティをめぐる暫定的考察

第2節：ケイパビリティ論から見たスリランカの無償教育制度の再考

ブラジルの教育思想家・実践家パウロ・フレイレの思想に基づき、教育の本質は、抑圧と貧困からの解放であり、「意識化」の過程である。最も根本的なことは、教育は、A.センが言うような「基礎的なケイパビリティ」を支える一つであること。「教育における平等」とは、万人が教育へのアクセスを持ち、個々人が望む「良き生活(well-being)」へと選択肢を多様化させることに他ならない。「もし、個々人の特性によってではなく、社会によってその参加へのバリアがあるとすれば、それは、社会正義の問題である。」(Burchardt, 2004) 非識字とは、社会との関係の中でのその個人の抑圧された結果である。

スリランカでは、イギリス旧植民地期の、1945年に普遍的無償教育制度(universal free education)が確立された。さらに、1950年代に無料の教科書と学校給食を始め、1991年に制服を無料にした。この教育制度によって、貧困層も教育を受けることによって、社会の梯子を上る機会もしくは選択肢ができた。それは、社会階層上昇への移動性を高める要素となった。英語によるエリート教育が公共セクター(政府)でのホワイトカラー職を求める道筋は、セイロン旧植民地期に創られた。初学年への入学率は、男女共に約97%である。義務教育終了の9学年の終了率は、男性81%、女性84%である。義務教育就学において男女格差が少ない主な要因は、無償教育と無料のテキストブック・制服、学校給食である。しかし逆に、男女合わせて生徒の18%が9学年を終了せずにドロップアウトするという事実は、完全な義務教育が達成されていないことを意味する。これらの18%の生徒はより貧困な家庭、経済的に不利な地理に位置する農村部、スリランカ北東部の紛争地域、プランテーションエリア、障害・ハンディキャップのある生徒に集中している。豊かな家庭では、英語教育のインターナショナル・スクールに子息を送る。これらの英語ができる生徒は、プライベート・セクターの職をえることができる。一方で、公共セクターの無償教育を受けた者は、英語ができないためプライベート・セクター職へのアクセスに困難さを抱えている。

スリランカの人々が教育を求めるのは、2つの側面がある。第一の側面は、仏教による伝統である。(B.C.3世紀頃)のシンハラ仏教王国時代から村における仏僧による寺学校(パンサラ)が存在していた。僧院が大学の役割を果たしていた。人々は学ぶことを尊び、東の伝統である教育を重視した。第二の側面は、教育が「貧困から脱出する道」として考えられている。教育は社会階層を昇る手段として考えられている。どんなに貧しい家庭であっても、機会があれば、子供には高い教育を受けさせたいと願っている。より高い教育を受ければ、安定した良い仕事に就くことができ、「生活の質(Quality of Life)」が改善されると考えられている。スリランカの人々が、より高い教育を求めるのは、合理的な理由からである。

スリランカにおいては、「教育と雇用」、「教育と貧困」の関係にパラドックスが見られる。教育のレベルが高くなるにつれ、失業する傾向にある。すなわち、より低い教育を受けた人ほど、就業できる確率が高い。しかし、貧困はより低い教育を受けた人に発生しやすい。より低い教育を受けた人に見られるのは、失業はしていないが、雇用の不定期化であり、低収入・臨時雇用の貧困の現象である。

スリランカの経済は、主に第一次産業、「セミ・スキル」労働市場により成り立っている(P.Alailima)。高学歴者は年金などが支給されるより安定した公共セクターでのホワイトカラーの仕事を求める。植民地時代からの公共セクターにおけるホワイトカラーの仕事の位置付けは変わらない。英語ができない高学歴の若者は、プライベート・セクターに受け入れてもらえない。従って、より低い教育を受けた人が仕事に就きやすいという労働市場がある。

スリランカにおける「貧困」は、二つに区別することができる。一つは、仕事に就きやすいが、低収入・低学歴の貧困である。この場合、臨時日雇い労働における選択肢はあるが、住居・保健・雇用（の自由）・教育・平和といった、全体においてケイパビリティが縮小している。第5章4.2項のマドゥワンティさんの事例では、夫が失踪したことにより子どもを一人で育てるという決意（エージェンシー）と、彼女自身の福祉（ウェルビーイング）の向上という二つの自由が拮抗している。それを制約するのは、たとえば融資を受けることによって社会的活動に参加する機会、平和によって教育を受ける機会、年齢に差別なく教育を受ける機会、平和によって自らの出生地で生活を送る機会が、奪われている、ということである。スリランカにおけるもう一方の「貧困」は、たとえ高学歴であっても、職に就きにくいことによるケイパビリティの縮小である。彼らの可能性を十分に生き生きと活かせる雇用は、きわめて制限されているのである。

スリランカにおいては、豊かな者が、（自らがそれを望む、望まないにかかわらず）より多くの選択肢を持ち、貧しい者には、（公共セクターによる無償教育）といった限られた選択肢があるという不平等の構造がある。英語による「言語ヘゲモニーの問題」と、旧植民地期に創り上げられた教育が公共セクター（政府）での「エリートホワイトカラー職を求める道筋」は、現在でも変わらない。

スリランカにおける「平等」な教育とは、紛争や貧困によって教育の機会が奪われることなく、人々がどこに住んでいようと、どのような状態であっても、どのような環境に置かれていても、教育を受けることができる、普遍的教育の達成を前提とする。

そして、私見によれば、教育における「自由」とは、何層にも重なる教育システムがあり、学校教育初期でドロップアウトした貧困層や教育を受けるアクセスへの障害を抱える人々が、再び「自らが望む教育」へと戻ることができる教育であろう。そして、自らが望む「良き生活(well-being)」へと、選択肢を多様化できる教育である。人生の最後まで、Quality of Lifeを貫ける教育といってもよい。教育層の高部にいる人と低部にいる人の両者が、選択できる平等(egalitarian)な教育を提言する。そのためには、ある資源をエリート層に集中させるのではなく、資源を再分配することである。この点については、今後の課題としたい。